

株式会社 新潮社
社長 佐藤 隆信 様

2011年10月31日
部落解放同盟大阪府連合会
執行委員長 北口 末廣

週刊新潮「11月3日号」掲載記事及び広告等に関する抗議文

私たち部落解放同盟大阪府連合会は、部落差別の解消と部落問題の根本的解決、人権が確立された社会の建設をめざして活動している団体であります。

貴社より発刊された「週刊新潮」11月3日号」で、特集として掲載された『血の雨が降る「大阪決戦」！「同和」「暴力団」の渦に呑まれた独裁者「橋下知事」出生の秘密』などの見出しがデカデカと、新聞の広告、電車内のつりピラで大きく取り上げられました。

読者に「同和」と「暴力団」を同列に扱うことで、「同和」と「暴力団」を結びつけるといったステレオタイプを流布、あおり立てるような「広告」の取り上げ方に、部落差別の解消と部落問題の根本的解決をめざして取り組んでいる私たちの立場から異議を唱えるとともに強く抗議します。

広告には、同誌の特集に掲載された「見出し」が羅列されました。前者の見出しに加え『「オヤジはヤクザで同和に誇り」叔父が「新潮45」に語った！』『12年前「従兄弟」が逮捕された凄惨な「金属バット殺人」』等々。掲載記事にも、橋下徹氏だけではなく父母や親族の出生に「同和」「ヤクザ」との関わりがあるなど、きわめてセンシティブな情報（社会的差別を引き起こす恐れのある情報）が、読者の歓心を煽るような文言で書き連ねられています。

「被差別部落出身」であることを理由に結婚が破談になるといった結婚差別や就職差別、不動産取引にあたっても「被差別部落の土地」が避けられたりするといった「土地差別」の現実が、今なお厳存しています。

私たちは、こうした部落差別をなくすために運動を進めていますが、橋下徹氏を擁護するために抗議しているのではありません。あなた方が取材した同誌の記事を、さらに誇張した見出しを掲載した「新聞広告」や「電車等のつりピラ」で、歓心を煽ることが許されるものではないと考えます。未だ部落問題を正しく認識されていない不特定多数の国民・読者に、部落差別の温存・助長を煽動することに他ならないものであります。

また同時に、同誌の特集記事で、橋下徹氏ならびにその家族等の出生も掘り下げ、書き連ねられています。橋下徹氏が自身のツイッターで「公人報道について。本人や成人の家族はある程度やむを得ない。しかし子どもは別だと思う。(中略) 親が公人でも、子どもの権利は最大限尊重され、配慮されるべきだ」と話しています。貴社は「表現の自由」「出版の自由」を誇示されるものと解しますが、「センシティブ情報」の保護、取扱いのあり方に關してどのようにお考えでしょうか。

以上二点について抗議し、貴社の見解を求めます。

以上

株式会社 文藝春秋
社長 平尾 隆弘

2011年10月31日
部落解放同盟大阪府連合会
執行委員長 北口 末廣

週刊文春「11月3日号」の掲載記事及び広告に関する抗議文

私たち部落解放同盟大阪府連合会は、部落差別の解消と部落問題の根本的解決、人権が確立された社会の建設をめざして活動している団体であります。

貴社より発刊された「週刊文春 11月3日号」で、特集として掲載された『橋下徹42歳書かれなかった「血脉」』などの見出しがデカデカと、新聞の広告ならびに電車内のつりビラで大きく取り上げられました。

「広告」には、橋下徹氏および彼の父母等の出生に関わる、極めて「センシティブな情報（社会的差別の要因となる恐れのある情報）」が、不特定多数の国民・読者の関心を煽るような文言で書き連ねています。このことは、部落差別をはじめあらゆる権利侵害をなくす取り組みを展開している私たちの立場から、異議を唱えるとともに強く抗議するものです。

付け加えて、特集記事の内容には、あなた方が取材して明らかになった事実を掲載しているものと考えますが、「被差別部落出身者」であるか否かについては、誰も自分で選び取ることができないことです。たまたま、橋下徹氏が生まれ育ったところが、被差別部落であったことで「被差別部落出身者」ということになるに過ぎないです。

しかし、この事実は、今日の日本社会においては部落差別問題となって、結婚や就職の際、そして不動産取引といった様々な場面等で「部落差別事件」として現れてきています。

私たちは、なにも橋下徹氏を擁護するために抗議しているのではありません。「書かれなかった血脉」などと、橋下徹氏の出生ばかりか、彼の家族の出自等の事柄を、「出版の自由」「表現の自由」を盾にして、一方的・独断的に公にさらすこと自体、問題があります。同時に、このように知らされることで、橋下徹氏の子どもたちや親戚の暮らしにも影響を及ぼすものと考えますが、そうした思いを馳せることも、メディア側は失ってしまったのかと考えると憤りさえ覚えます。

橋下徹氏も自身のツイッターで「公人報道について。本人や成人の家族はある程度やむを得ない。しかし子どもは別だと思う。(中略) 親が公人でも、子どもの権利は最大限尊重され、配慮されるべきだ」と話しています。

上記の趣旨を受けとめていただき、貴社としての見解を求めます。

以上

部落解放同盟大阪府連合会
執行委員長 北口 末廣 様

2011年11月4日

株式会社新潮社 「週刊新潮」編集部

編集長 酒井逸史
部長（編集総務） 加藤 新

新潮社社長佐藤隆信宛て、『週刊新潮「11月3日号」掲載記事及び広告等に関する抗議文』(2011年10月31日付)を受け取りました。以下、当方の見解をお伝えします。

「週刊新潮」当該号特集タイトル「『同和』『暴力団』の渦に呑まれた独裁者『橋下知事』出生の秘密」について、〈読者に「同和」と「暴力団」を同列に扱うことで、「同和」と「暴力団」を結びつけるといったステレオタイプを流布、あおり立てるような「広告」の取り上げ方〉という指摘をいただきました。まず、申し上げますが、「同和」と「暴力団」は、もとより別の内容を示す言葉であり、私たちには、この二つを同列に扱う、あるいは結びつけるといった意図は全くありません。記事は「公人」である橋下知事（記事掲載当時）の「人物像」をその生い立ちから現在まで取材して伝えたものです。その中に、知事本人がこれまで折に触れて公言している「同和地区に住んでいた」という事実があり、また叔父である橋下博憲氏による「アニキ（知事の実父の之峯氏）が入ってたんは土井組や」という証言がありました。タイトルはその二つの要素をそれぞれ「」で括って端的に示したもので、それ以上でも以下でもありません。その他、『「オヤジはヤクザで同和に誇り」～』『12年前「従兄弟」が逮捕された凄惨な～』等の広告見出しも、記事内容をコンパクトに表示したもので、あえて〈読者の歓心を煽るような文言で書き連ねた〉という趣旨ではありません。

一方、私たちはいたずらに「表現の自由」「報道の自由」を標榜し、メディアなら何をどう報じてもよいとは考えておりません。その情報が取材で得た真実で、公共性、公益性を備えており、読者の「知る権利」に応えるものであるのは当然ですが、しかしながらそれが基本的の人権や、プライバシーを不当に侵害する懼れがある場合は、タイトルや文章について最大限の熟慮と配慮を致します。本件のような情報がきわめてセンシティブな（社会的差別を引き起こす恐れがある）ものであるというご指摘にも、異議を唱えるものではありません。記事全体に部落差別を助長、煽動する視点がないことはご理解いただけだと存じます。

以上が当方の見解ですが、今回の指摘は真摯に受け止めています。私たちは、結婚差別をはじめ就職差別、土地差別など、今なお部落差別が深く日本の社会に根を張り、厳然と存在していると認識しています。メディアの中には、「同和」という言葉の使用自体を自主規制するところもありますが、そのような姿勢こそ問題の隠蔽だと考えます。当該号の見出し等が〈未だ部落問題を正しく認識されていない不特定多数の国民・読者に、部落差別の温存・助長を煽動することに他ならない〉と受け取られたことは遺憾ですが、私たちはメディアとして、今後も不当な部落差別を解消すべく報道していく所存です。以上

部落解放同盟大阪府連合会
執行委員長 北口末廣 様

2011年11月3日

(株)文藝春秋

「週刊文春」編集長 島田真

常務取締役第一編集局長 松井清人



週刊文春(2011年11月3日号)に掲載した『橋下徹42歳書かれなかった血脉』について、2011年10月31日付で、小社社長平尾隆弘宛て『週刊文春「11月3日号」の掲載記事及び広告に関する抗議文』を拝受しました。社長に代わり編集長である小職(島田真)から、記事及び広告掲載の経緯についてご説明いたします。

小誌は昨年以来、橋下徹大阪府知事(当時)の公人としての資質を問う取材を重ねてきました。今回の記事にも登場する樺島正法弁護士は昨年9月にお目にかかり、最初のインタビュー記事を掲載しています(2010年9月30日号『橋本大阪府知知事懲戒処分 かつての“弟子”を告発する』)。樺島氏は、「マスコミに対して嘘とハッタリを言うのが彼の常套句だ」と語り、橋下知事の人間性に疑問を呈しました。橋下氏が、今回の記事にもある京都の同和住宅値上げ反対訴訟で「僕は同和地区に住んでただけで同和じゃなかったから補助金をもらえなかった。だから恨んでいるし、同和の問題はやりません」と述べた事実を聞き、編集部はさらに橋下氏の公人としての人物研究の取材を進めました。また、大阪府議会においては、大阪府の公共事業を受けている叔父から100万円の献金を受けていた事実が問題視され、その後の取材で、叔父が元暴力団組員であるという証言を得ました。この叔父の息子、すなわち橋下氏の従兄弟がバットで人を撲殺し、服役していた事実も明らかになりました。

取材が進み記事執筆の時点で、ご指摘の『橋下徹氏および彼の父母に関する、きわめてセンシティブな情報(社会的差別の要因となる恐れのある情報)』が含まれることに留意した上で、特集記事の本文では、橋下氏が選挙戦などで「同和地区に住んでいた」と述べていたこと、前述した同和住宅値上げ反対訴訟での発言などを考察する文脈において、橋下氏の父親などの出身地にも言及しました。『同和地区の出身であること』と『暴力団関係者であること』を一本の記事の中で併記することで、両者が結びつけて受け取られるとのご指摘もありましたが、『同和』と『暴力団』とはまったく別の内容の事柄で、双方を同列に論じる、もしくは重ね合わせるような意図はまったくありません。

タイトルでは、暴力団関係の事柄に限定し、部落差別につながる字句及び表現は慎みました。当然ではありますが、電車内の吊り広告、新聞広告も同様でした。

ただ、橋下氏の『家族の出自等の事柄』を公にすることが、『橋下徹氏の子どもたちや

親戚の暮らしにも影響を及ぼすものと考えます』とのご指摘をいただき、小職の判断にお配慮に欠ける部分があったことを痛切に感じました。小職はもとより『「出版の自由」や「表現の自由」を盾にして』何を書いてもいいとは毛頭考えておりません。公共性、公益性がある公共の関心事であること、それを報じるにあたって、基本的な人権やプライバシーを不当に侵害する恐れがある場合にはその表現に最大の配慮をするのは当然のことです。小誌の記事は、橋下氏の公人としての人物像を検証することが目的でしたが、その配慮が不十分であったというご指摘は真摯に、重く受け止めております。

『抗議文』の趣旨は、小誌の編集においてさらに徹底いたします。今後も、部落差別をはじめとするあらゆる権利侵害をなくすよう、報道を続けていく所存です。なにとぞ小誌の趣意をおくみ取りいただければ幸いです。

以上